内閣府所管旅費取扱規則昭和二十七年総理府令第十二号

4

第一条 内閣府所管の国費をもって、国家公務員第一条 内閣府所管の国費をもって、国家公務員等の旅費して支給する旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。 大臣が財務大臣に協議して定める事項その他旅費の取扱については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 (相当する職務等)

2 法第二条第一項第三号及び同条第二項の規定により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の適用を受けない者(第五項に規定する者を除く。)及び同項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けない者(第二項に規定する者を除く。)及び同項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けない者(昭和当する職務は、別表一に定めるところによる。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に とができる。

旅行命令権者が相当と認める職務の級(一)の適用を受ける者との権衡を考慮して期を定めて採用された者 行政職俸給表期を定めて採用された者 行政職俸給表

る行政職俸給表(一)に相当する職務の級期を定めて採用された者 第五項の規定によ 任期付職員法第三条第二項の規定により任

は、次のとおりとする。

らへまでの規定による。
により任期を定めて採用された者
次のイかにより任期をでめて採用された者
次のイか

級の職務に相当する職務の級の職務の級「政職俸給表(一)による九の職務の級「政職俸給表(一)による九の職務の級「政職俸給人」ではる九の職務の級「政職権の職務の級」では、一次号権の俸給月額を受ける職員(六号俸

に相当する職務の級 行政職俸給表(一)による八級の職務 五号俸の俸給月額を受ける職員の職務の

に相当する職務の級 行政職俸給表(一)による七級の職務 四号俸の俸給月額を受ける職員の職務の

に相当する職務の級級 行政職俸給表(一)による六級の職務の二 三号俸の俸給月額を受ける職員の職務の

に相当する職務の級 行政職俸給表(一)による五級の職務 二号俸の俸給月額を受ける職員の職務の

任期付研究員法第三条第二号の規定によりに相当する職務の級 行政職俸給表(一)による四級の職務 一号俸の俸給月額を受ける職員の職務の

任期を定めて採用された者 行政職俸給表

(一)による三級の職務に相当する職務の級も、別表二の一及び別表二の二に定めるところ号を除く。)に規定する俸給表の適用を受ける号を除く。)に規定する俸給表の適用を受ける場の行政職俸給表(一)以外の同項各号(第十一号を除く。)に規定する俸給表の適用を受ける場合では、別表二の一及び別表二の二に定めるところ。

(電磁的記録による旅費の請求手続)ものは、別表三に定めるところによる。ものは、別表三に定めるところによる。指定職在職者及び特定指定職在職者に相当する特定法第三十四条第一項第一号イに規定する特定

と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受工年大蔵省令第四十五号)第七条第四項に規定第三条 国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十

方法とする。信回線で接続した電子情報処理組織を使用する

(証人等の旅費)

第四条 法第十五条の規定によって旅行する証人

一前号こ規定する者以外の者の旅行の場合こ出張の例に準じて計算した旅費に類する者の旅行の場合には、一級の職員の正類、鑑定人、参考人、通訳その他これら証人、鑑定人、参考人、通訳その他これら

でかる級の職員の出張の例に準じて計算しためる級の職員の出張の例に準じて、相当すると認及び社会的地位等を考慮して、相当すると認は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験は、用務に規定する者以外の者の旅行の場合に 前号に規定する者以外の者の旅行の場合に

三万円を支給することができる。中、国から特別の調査研究を依頼した場合には、法第三条第四項の規定により支度料として中、国から特別の調査研究を依頼した場合に第五条 外国に留学する職員に対し、その留学

第六条 法第十八条に規定する航空賃について第六条 法第十八条に規定する航空員について、航空機に当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機に当該旅行に保る旅費総額を勘案して、航空機能、当該旅行における公務の内容及び日程並びが、当該旅行における公務の内容及び日程並びが、

料を支給しない。

(外国旅行の航空賃)

(成田国際空港株式会社及び関西エアポート株会社が徴収するもの)、旅客保安サービス料するもの)旅客施設使用料(中部国際空港株式会社が徴収がては、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料(成田国際空港株式会社が徴収をして、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービスを開発を開発して、

を含むものとする。 理する空港及び海外の空港における同様の料金 式会社が徴収するもの)及び地方公共団体が管

(在勤地内旅行の旅費)

第七条 法第二十七条第一号の規定に基き、在勤

額を控除した額) 額の三分の一に相当する額(その額に一円未 の三分の一に相当する額(その額に一円未 時間未満の場合には、法別表第一の日当の定 時間未満の場合ときは、その端数に相当する があるときは、その端数に相当する

相当する額を控除した額) 日当の定額の二分の一に相当する額(その額日当の定額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数にの明まがが、行程十六キロメートル以上又は引

(調整) (調整) (調整)

場合においては、当該職員が既に行った旅行一 職員の職務の級がさかのぼって変更された準により旅費の支給を調整する。 準により旅費の支給を調整する。 第八条 法第四十六条第一項の規定に基づき、次

道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓施設等を無料で利用して旅行した場合は、鉄二 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂の旅費額の増減を行わない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

支給しない。

が伴わない方法による旅行の場合、又は、旅五 全行程で公用車を利用するなど交通費実費

六 自動車運転手が一日につき七十五キロメー め日当の二分の一を支給する。 キロメートル以上かつ八時間以上の場合を含 生した場合、又は宿泊を伴う場合には七十五 には、日当の二分の一の額を支給しない。 は、日当を支給しない。ただし、諸雑費が発 おける待時間を含む。)の運転を行った場合 トル未満又は引き続き八時間未満(出張先に 行期間中における移動の伴わない日程の場合

ことができる。 た場合は、次の区分により宿泊料を支給する 旅行者が庁舎の一部等公用の施設に宿泊、

するとき 三千百二十円 有料で食事を提供する公用の施設に宿

とき 三千九百円 食事を提供しない公用の施設に宿泊する

た場合には、実態に応じた宿泊料の減額を その他研修施設等の安価な施設へ宿泊し

合には、宿泊料を支給しない。 自宅宿泊等、宿泊料を一切必要としない場

九 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行 等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八 先の医療施設等を利用して療養したため、国 る額を支給しない。 療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当す 準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該 号)に規定する療養の給付若しくはこれらに 九十一号)に規定する療養補償、国家公務員 家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百

ら新在勤地までの路程に満たないときは、そ 額を支給する。 の現実の路程に応じた法別表第一の移転料定 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地か

当(扶養親族移転料のうち着後手当相当分を 合には、当該各号に定める基準による着後手 含む。)を支給する。 赴任に伴う旅行が次の各号に該当する場

当する額 定額の二日分及び宿泊料定額の二夜分に相 に入る場合には、法別表第一に掲げる日当 ための国設宿舎を利用できる場合又は自宅 旅行者が新在勤地に到着後直ちに職員の 2

る日当定額の三日分及び宿泊料定額の三夜 ートル未満の場合には、法別表第一に掲げ 分に相当する額 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメ

> は、法別表第一の日当定額の四日分及び宿 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメ 料定額の四夜分に相当する額 ル以上百キロメートル未満の場合に

十二 国の経費以外の経費から旅費が支給され 額に相当する額を支給しない。 うち国の経費以外の経費から支給される旅費 る旅行にあっては、法の規定どおりの旅費の

則支度料を支給しない。なお、保険料、医薬 が長期(一ヶ月以上)となる場合を除き、原 場合には、領収書等を確認の上、実費支給 旅行命令権者によりその必要性が認められた 象とならない任意の予防注射等については、 品、最低限の儀礼品、携行品、旅行雑費の対 (支度料の額を上限)を行う。 留学など赴任に相当するもので旅行期間

支度料を支給する。 する場合には、当該各号に定める基準による 支度料を支給する旅行が次の各号に該当

イ 臣に協議して定める額 おいて、必要に応じ内閣総理大臣が財務大 表第二の三に掲げる支度料定額の範囲内に 未満の支度料定額の二分の一に相当する額 は、法別表第二の三に掲げる旅行期間一月 本邦から公海に旅行する場合には、法別 旅行期間十五日未満の出張をする場合に

及び第三十九条第一項の規定にかかわらず、は、法第三十四条第一項、第三十五条第一項 それぞれイからハまでに定めるところによ 次のイからハまでに掲げるものについて 行政官在外研究員に支給する旅費のう

航空賃は、最下級の運賃とする。

は、一日九千六百円とする。 の日の前日までの日当及び宿泊料の合計額 留学する国に到着した日の翌日から出発

る場合には、この限りでない。 前各号の規定により難い特別の事情があ 支度料は、三万円とする。

号に該当する場合は、当該各号に定める基準に より旅費の支給を調整する。 法第四十六条第二項の規定に基づき、次の各

総理大臣等」という。)に秘書官(秘書官と 下この項(第九号を除く。)において「内閣 臣、副大臣、大臣政務官又は宮内庁長官(以 よる旅行において、内閣総理大臣、国務大 法第十六条第一項第三号に規定する線路に

> 対し、内閣総理大臣等と同一の鉄道賃を支給 同じ。)が随行する場合には、当該秘書官に 同様の職務の者を含む。以下この項において することができる。

相当する額を同項に規定する移転料の額に加間、同項に規定する移転料の額の十分の三に 三条第一項に規定する移転料の額は、当分の 沖縄との間の赴任の場合に支給する法第二十 等と同一の船賃を支給することができる。 二項に規定する本土と同条第一項に規定する (昭和四十六年法律第百二十九号) 第二条第 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

の額を限度として、現に支払った額によるこ間、その移転の際における職員相当の航空賃 とができる。 者に対する航空賃の額については、当分の 定する扶養親族移転料のうち、十二歳未満の 法第二十五条第一項第一号及び第二号に規

船室料金の額については、当分の間、その移歳以上の者に支給する特別車両料金又は特別おける二人を超える者ごと及び十二歳未満六 ち、六歳未満の者を三人以上随伴する場合に 転の際における職員相当の特別車両料金又は 定する扶養親族移転料の鉄道賃又は船賃のう 法第二十五条第一項第一号及び第二号に規

秘書官が随行する場合には、当該秘書官に対線路による旅行において、内閣総理大臣等に し、内閣総理大臣等と同一の鉄道賃を支給す ることができる。

し、内閣総理大臣等と同一の船賃を支給する秘書官が随行する場合には、当該秘書官に対 ことができる。 船舶による旅行において、内閣総理大臣等に

臣政務官と同一の級の運賃を支給することが 書官が随行する場合には、当該秘書官に対 大臣、国務大臣、副大臣又は大臣政務官に秘 できる。 し、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣又は大 定する航空路による旅行において、内閣総理 法第三十四条第一項第一号及び第二号に規

法第三十四条第一項第一号及び第二号に規

二 法第十七条第一項第一号、第二号及び第五 場合には、当該秘書官に対し、内閣総理大臣 おいて、内閣総理大臣等に秘書官が随行する 号並びに第二項に規定する船舶による旅行に

算した額とすることができる。

特別船室料金の額とすることができる。 法第三十二条第一号及び第四号に規定する

法第三十三条第一号及び第三号に規定する

定指定職在職者又は特定指定職在職者に相当 第一項第二号に規定する内閣総理大臣等、特 定する航空路による旅行において、法第二条

る。)として公務のため旅行する場合には、 するものの代理(発令行為を伴うものに限

十 法第三十四条第一項第一号ハ又は第二号ロ 空路による旅行における乗り継ぎ回数及びその航空路による旅行をする場合には、当該航 賃を支給することができる。 れに要する時間を勘案し、直近上位の級の運 区間における所要航空時間が二十四時間以上 に規定する運賃の支給を受ける者が一の旅行 最上級の運賃を支給することができる。

きる。 令権者が適当と認める額を支給することがで 泊することが困難な場合には、宿泊料定額を宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿 合、又は国際会議等において外国政府等より設に宿泊しなければ公務上支障を来たす場 超過して現に支払った額を上限として旅行命 議員の外国旅行に同行する者が同一の宿泊施 臣、国務大臣、副大臣、大臣政務官又は国会 国際会議等に出席するため内閣総理大

(日額旅費)

第九条 職員が法第二十六条第一項第一号又は第 三号に該当し旅行する場合には、次の区分によ り日額旅費を支給する。

日帰りの場合

間未満の場合 メートル未満又は引き続き五時間以上八時 旅行が行程八キロメートル以上十六キロ

二級以下の職務にある者 五百三十円

三級以上の職務にある者 旅行が行程十六キロメートル以上又は引 五百九十円

二級以下の職務にある者き続き八時間以上の場合 七百九十円

ロメートル以上の場合 三級以上の職務にある者 旅行が在勤地以外の地にわたり二十五キ 九百円

宿泊する場合 二級以下の職務にある者 三級以上の職務にある者 千百九十円

二級以下の職務にある者 施設で宿泊料を徴する場合 三級以上の職務にある者 公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊 五千八百七十円 四千七百六十円

施設で宿泊料を徴しない場合 一級以下の職務にある者 二千五百七十円 公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊

する場合 下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊 一級以上の職務にある者 三千百四十円

三級以上の職務にある者 四千四百円二級以下の職務にある者 四千七十円 旅館業の用に供する宿泊施設に宿泊する場 十三年法律第百三十八号)第二条第二項の旅館に宿泊する場合(旅館業法(昭和二 以下同じ。)

三十日未満の期間につき

三級以上の職務にある者 九千百九十円二級以下の職務にある者 七千四百十円 三級以上の職務にある者 一級以下の職務にある者 三十日以上六十日未満の期間につき 六十日以上の期間につき 六千六百七十円 八千二百六十円

第十条 職員が法第二十六条第一項第二号に該当 し旅行する場合には、次の区分により日額旅費 三級以上の職務にある者 一級以下の職務にある者 七千三百五十円 五千九百三十円

日帰りの場合

間未満の場合 メートル未満又は引き続き五時間以上八時旅行が行程八キロメートル以上十六キロ 四百二十円

宿泊する場合 き続き八時間以上の場合 六百二十円 公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊 旅行が行程十六キロメートル以上又は引

施設に宿泊する場合 国が主として職員の研修等に伴う宿泊

(i) 宿泊料を徴する場合 二千八百円の用に供している施設に宿泊する場合 (一) 以外の施設に宿泊する場合 宿泊料を徴しない場合 二千八十円

宿泊料を徴する場合 三千八百円

下宿その他これらに準ずる宿泊施設に宿 宿泊料を徴しない場合 二千八十円

泊する場合 三千二百六十円 旅館に宿泊する場合

三十日未満の期間につき 五千九百

口

五千三百十円 三十日以上六十日未満の期間につき

六十日以上の期間につき 四千七百二

とする。)を支給することができる。 る場合のそれぞれの区分による定額の限度内 額を加算して得た額(ただし、旅館に宿泊す は、三千八百円にその超える部分に相当する て、その宿泊料が三千百八十円を超えるとき 合が運営する宿泊施設に宿泊する場合におい 研修のため公用の宿泊施設その他これに準 研修のため国又は地方公共団体の各共済組

給する額と同一額の日額旅費を支給するもの とする。 宿泊施設に宿泊する場合の研修者に対して支 ときは、公用の宿泊施設その他これに準ずる 設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊しない 合において、自己の都合により公用の宿泊施 ずる宿泊施設に宿泊することとされている場

第十一条 前二条の規定により日額旅費を支給す るときは、当該各号の定めるところにより支給 する。 る場合において、その旅行が次の各号に該当す

額を加算した額を支給する。 二条の規定による日額旅費の額に次に掲げる 「運賃」という。) を必要とする場合には、前 特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(以下

最低運賃の実費額が当該旅行において支給 える場合は、その超える額 される日額の二分の一に相当する額を超

宿泊する場合

最低運賃の実費額が宿泊所と用務地間の距 額の二分の一に相当する額を超える場合 は前条第一号の区分により支給される日 離又は所要時間に応じた第十条第一号又 は、その超える額

除した額を支給する。給される日額旅費の額から次に掲げる額を控ける移動の伴わない日程を含む。)には、支 る交通費実費を伴わない場合(旅行期間にお 支給される等日額旅費で賄うこととされてい 公用の交通機関を利用する又は通勤手当が

旅費の額の二分の一に相当する額 日帰りの場合 前二条の規定による日

又は所要時間に応じた第十条第一号又は前 宿泊する場合 宿泊所と用務地間の距離

条第一号の区分により支給される日額の二 分の一に相当する額

条の規定にかかわらず、日額旅費に代えて法に第十二条 次の各号に掲げる場合の旅費は、前三 (普通旅費の支給)

定める旅費を支給する。 地に到着した日まで及び用務終了後その地 第十条又は第十一条の場合において、 用務

場合の旅費。ただし、帰着の日の日当は支給 出発した日から帰着の日までの旅費 せず日額旅費を支給する。 一時他の地に旅行し、若しくは一時帰庁する 日額旅費の支給を受ける者が、用務地から

やむを得ない事情により宿泊した場合の宿泊一 日額旅費の支給を受ける者が、天災その他 料。ただし日帰り旅行等、宿泊を想定してい ない場合に限る。

2 総理庁所管内国旅費支給規程(昭和二十二年 1 七年四月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、昭和二十

4 3 総理庁令第二十一号)は、廃止する。 の適用については、これら表中「東宮大夫」と る間においては、別表第一及び別表第三の規定 第三条第一項の規定により皇嗣職が置かれてい 大臣と協議して特別の定をすることができる。 規則によりがたいときは、内閣総理大臣は財務 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)附則 警察庁の職員に支給する旅費について、この

あるのは「皇嗣職大夫」とする。 第三一号) (昭和二七年六月一八日総理府令

七年四月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、昭和二十

この府令は、公布の日から施行する。但し、 第三五号)

ら、第四条及び別表の改正規定は、昭和二十七第三条の二の規定は、昭和二十七年六月二日か 年四月一日から適用する。 (昭和二七年八月二七日総理府令

この府令は、公布の日から施行する。 第五九号) 則 (昭和二七年九月一五日総理府令

七年八月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 昭 和二十

第七〇号)

二号) (昭和二八年八月八日総理府令第

から適用する。
項及び別表の改正規定は昭和二十七年八月一日 この府令は、 公布の日から施行し、附則第三

第六三号) (昭和二八年九月一五日総理府令

八年九月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 附 則 (昭和二九年一二月二一日総理府 昭和二十

九年七月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 令第八九号) 抄 昭和二十

第七四号) 附則 (昭和三二年一一月二日総理府令

この府令は、 則 (昭和三六年七月七日総理府令第 公布の日から施行する。

四月二十五日から適用する。 員会専門委員に係る改正部分は、昭和三十六年 この府令は、公布の日から施行し、 三八号) 原子力委

令第六四号) (昭和三七年一一月二二日総理府

職員に支給する旅費については、昭和三十七年七年九月一日から適用する。ただし、警察庁の 十二月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 昭和三十

第三五号) 則 (昭和三八年七月一一日総理府令

八年四月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 昭和三十

附 則 第四六号) (昭和四〇年一一月一日総理府令

則 (昭和二七年六月二六日総理府令 第三項の改正規定は、昭和四十年四月一日から九年十二月十七日から適用する。ただし、附則 適用する。 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十 則

第八号) (昭和四一年三月二三日総理府令

年十二月二十七日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 昭和四十

則 (昭和四一年五月二八日総理府令

旅費取扱規則の規定は、昭和四十一年四月一日 この府令による改正後の内閣及び総理府所管 この府令は、公布の日から施行する。 第二七号)

以後に出発する旅行について適用し、同日前に

2

出発した旅行については、 なお従前の例によ

第四〇号) 則 (昭和四一年八月一三日総理府令

この府令は、公布の日から施行し、 年七月一日から適用する。 昭 和四

附則 | 二号) (昭和四二年三月四日総理府令第

年十二月二十一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 附 (昭和四三年二月九日総理府令第 昭 和四 +

一年十二月二十二日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 四号) 昭 和四十

この府令は、公布の日から施行し、 第五二号) 則 (昭和四三年一〇月九日総理府令 昭和四-

|年九月十八日から適用する。 (昭和四四年一月二七日総理府令

和四十三年十二月二十一日から適用する。内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、 | 割及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭この府令は、公布の日から施行し、改正後の

第三二号) (昭和四四年八月二七日総理府令

から適用する。 による改正後の規定は、昭和四十四年五月十日ら第三条までに規定する各府令のこれらの規定 この府令は、公布の日から施行し、第一条か

(昭和四五年一月二九日総理府令

和四十四年十二月二日から適用する。 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭この府令は、公布の日から施行し、改正後の

二六号) (昭和四五年七月九日総理府令第

る改正後の規定は、 |改正後の規定は、昭和四十五年四月十七日か第二条に規定する各府令のこれらの規定によ この府令は、公布の日から施行し、第一条及

第三二号) 則 (昭和四五年九月一九日総理府令

内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、 四十五年八月一日から適用する。 .閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭この府令は、公布の日から施行し、改正後の

昭和四六年二月三日総理府令第

和四十五年十二月十七日以後に出発する旅行か内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 この府令は、公布の日から施行し、改正後の 適用する。

第二七号 則 (昭和四六年四月二八日総理府令

和四十六年四月一日から適用する。 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 この府令は、公布の日から施行し、 改正後の

四号) 則 (昭和四七年三月四日総理府令第

和四十六年十二月十五日以後に出発する旅行か内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 ら適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 改正後の

第三八号) 則 (昭和四七年五月三〇日総理府令

費取扱規則の規定は、昭和四十七年五月十五日 内閣及び総理府所管旅費取扱規則及び警察庁旅 以後に出発する旅行から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

附 第四六号) 則 (昭和四七年六月二九日総理府令

この府令は、昭和四十七年七月一日から施行

令第七五号) 附 則 (昭和四七年一二月二八日総理府

和四十七年十一月十三日以後に出発する旅行か内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 適用する。 この府令は、公布の日から施行し、 改正後の

附 則 第五〇号) (昭和四八年一〇月三日総理府令

和四十八年七月一日以後に出発する旅行から適内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 用する。 この府令は、 公布の日から施行し、 改正後の

第 附 一 号 則 (昭和四九年二月一二日総理府令

則の規定は、昭和四十八年九月二十六日以後にによる改正後の内閣及び総理府所管旅費取扱規 出発する旅行から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、この府令

則 (昭和五〇年三月四日総理府令第

内閣及び総理府所管旅費取扱規則別表二の規定 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

る旅行から適用する。は、昭和四十九年十二月二十三日以後に出発す

第一二号) 則 (昭和五〇年三月二九日総理府令

する部分は同年九月一日から適用する。 鑑定委員会に関する部分は昭和四十九年六月二 十六日から、公害健康被害補償不服審査会に関]閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定中土地 この府令は、公布の日から施行し、改正後

第五四号) 則 (昭和五〇年八月三〇日総理府令

和五十年七月二十一日以後に出発する旅行から内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 適用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

附 一〇号) 則 (昭和五一年三月八日総理府令第

和五十年十一月七日以後に出発する旅行から適内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭 用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

第一号) 則 (昭和五二年一月二〇日総理府令

和五十一年十一月五日以後に出発する旅行から内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、昭この府令は、公布の日から施行し、改正後の

令第四七号) (昭和五四年一〇月二〇日総理府

2 現定は、昭和五十四年四月一日以後に出発する。 改正後の内閣及び総理府所管旅費取扱規則の に対応する分及び同日前に完了した旅行についに適用し、当該旅行のうち同日前の期間 旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完 了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分 この府令は、公布の日から施行する。

ては、なお従前の例による。 第二七号) 則 (昭和五六年四月一三日総理府令

この府令は、公布の日から施行する。

二四号) 附 則 (昭和五八年九月一日総理府令第

の府令は、 (昭和五九年六月二九日総理府令 公布の日から施行する。

第三五号) 2

する。 この府令は、 昭和五十九年七月一日から施 行

四附 五号) 則 (昭和五九年九月三日総理府令第

府令は、 公布の日から施行する。

四附号則 則 (昭和六〇年三月二日総理府令第

ら適用し、改正後の附則第六項の規定は同年十 第五条第八号の規定は昭和五十九年四月一日か 一月二十日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後

第二号) (昭和六一年二月一五日総理府令

2 関する法律」とする。 年十二月二十一日以後に出発する旅行から適用 行に係る新府令第二条第二項の規定の適用につ十一日から同月三十一日までの間に出発した旅 する。この場合において、昭和六十年十二月二 いては、同項中「一般職の職員の給与等に関す この府令は、公布の日から施行する。

第一八号) (昭和六二年五月一五日総理府令

この府令は、 公布の日から施行する。

七号) 附 則 (平成元年二月二八日総理府令第

する。 成元年一月十一日以後に出発する旅行から適用 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、 .閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、平この府令は、公布の日から施行し、改正後の

号附 則 (平成二年四月九日総理府令第八

内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、平 成二年二月一日以後に出発する旅行から適用す この府令は、公布の日から施行し、改正後の

三〇号 附 則 (平成二年六月二九日総理府令第

適用する。 附則第五項の規定は、平成二年六月十五日から この府令は、公布の日から施行し、改正後の

九附号訓 則 (平成二年八月三日総理府令第三

費規則及び警察庁旅費取扱規則の規定は、平成北海道開発局職員日額旅費支給規則、防衛庁旅 この府令は、公布の日から施行する。 改正後の内閣及び総理府所管旅費取扱規則

同日以後の期間に対応する分について適用し、 例による。 同日前に完了した旅行については、なお従前の 当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び 出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち 二年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に

則 (平成二年一一月一三日総理府令

用する。 成二年十月三十一日以後に出発する旅行から適 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、平この府令は、公布の日から施行し、改正後の

附 (平成三年三月六日総理府令第五

平成二年十二月二十六日以降に出発する旅行か 内閣及び総理府所管旅費取扱規則等の規定は、 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

則 (平成四年三月三日総理府令第二

し、同日前に出発した旅行については、なお従係る改正規定は、平成四年二月一日から適用ら適用する。ただし、附則第四項及び第五項に 前の例による。 平成三年十二月二十四日以後に出発する旅行か 内閣及び総理府所管旅費取扱規則等の規定は、 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

(平成六年八月二三日総理府令第

等に関する法律の施行の日 はに関する法律の施行の日(平成六年九月一この府令は、一般職の職員の勤務時間、休暇 から施行する。

四号) (平成七年三月二四日総理府令第

は、平成七年三月十七日以後に出発する旅行か内閣及び総理府所管旅費取扱規則附則第五項 ら適用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

三八号) (平成七年七月二五日総理府令第

成七年七月三日以後に出発する旅行から適用す内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、平 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

(平成七年一一月一五日総理府令

内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、 この府令は、公布の日から施行し、改正後の 第五四号) 平 1

する。 成七年十月十一日以後に出発する旅行から適用

2

四号) 則 (平成九年一月三一日総理府令第

改革会議に関する部分は平成八年十一月二十七 十二月十九日から適用する。 日から、国会等移転審議会に関する部分は同年 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定中行政 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

一二号) 則 (平成九年三月二七日総理府令第

後に出発する旅行から適用する。 費取扱規則の規定は、平成九年一月二十一日以 内閣及び総理府所管旅費取扱規則及び警察庁旅 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

三号 則 (平成九年四月三〇日総理府令第

附

成九年四月二日以後に出発する旅行から適用す 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定は、平 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

令第七七号) 附 則 (平: (平成一〇年一二月一五日総理

同年八月二十四日から適用する。 月二十三日から、経済戦略会議に関する部分は 省庁等改革推進本部に関する部分は平成十年六内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定中中央 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

第 附 九 号 <u>)</u> (平成一一年三月一〇日総理府令

2

月十六日以後に出発する旅行から適用する。 及び警察庁旅費取扱規則の規定は、平成十年十 内閣及び総理府所管旅費取扱規則別表二の規定 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

附則 第四二号) (平成一一年八月二〇日総理府令

成十一年七月二十七日から適用する。 内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規 この府令は、公布の日から施行し、改正後の 定は、平

令第六五号) 附 則 (平成一一年一二月二〇日総理府

律等の一部を改正する法律の一部の施行の日この府令は、一般職の職員の給与に関する法 (平成十二年一月一日) から施行する。

第七〇号) (平成一二年六月三〇日総理府令

この府令は、 公布の日から施行する

> ら適用し、同日前に出発した旅行については、他の部分は同年四月一日以後に出発する旅行か会に関する部分は同年四月十七日以後に、その十二年四月十二日以後に、国地方係争処理委員 なお従前の例による。 %定中特定指定職在職者等に関する部分は平成改正後の内閣及び総理府所管旅費取扱規則の

第七八号) 則 (平成一二年七月一三日総理府令

庁長官に関する部分は、平成十二年七月一日か内閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定中金融 ら適用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

令第一四三号) (平成一二年一一月二九日総理府

る部分は平成十二年六月十六日から、その他の力安全委員会緊急事態応急対策調査委員に関す 部分は同年七月一日から適用する。 この府令は、公布の日から施行し、改正後の 【閣及び総理府所管旅費取扱規則の規定中原子 2

令第一四四号) 則 (平成一二年一一月三〇日総理府

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平 この府令は、内閣法の一部を改正する法律

第五一号) 則 (平成一三年四月二五日内閣府令 抄

他の部分は同年四月一日以後に出発する旅行か 期付職員及び任期付研究員に関する部分は平成改正後の内閣府所管旅費取扱規則の規定中任 十三年一月六日以後に出発する旅行から、その この府令は、公布の日から施行する。

ら適用する。 第七〇号) 則 (平成一三年八月二九日内閣府令

に関する部分は同年四月一日以後に出発する旅六日以後に出発する旅行から、情報公開審査会 会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男内閣府所管旅費取扱規則の規定中経済財政諮問 行から適用する。 女共同参画会議に関する部分は平成十三年一月 この府令は、公布の日から施行し、改正後の

第六号) 則 (平成一五年一月三一日内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則の規定は、平成十四年この府令は、公布の日から施行し、改正後の 十二月一日以後に出発する旅行から適用する。

二号 則 (平成一五年四月九日内閣府令第

府令は、 則 (平成一五年一一月一七日内閣府 公布の日から施行する。

この府令は、公布の日から施行し、改正後の 令第九六号)

七月一日以後に出発する旅行から適用する。]閣府所管旅費取扱規則の規定は、平成十五

この府令は、平成十六年四月一日から施行す

令第八七号) 附 則 (平¹ 則 (平成一六年一一月一二日内閣府

この府令は、公布の日から施行する。

正後の府令」という。)の規定は、平成十六年。改正後の内閣府所管旅費取扱規則(以下「改 年十月二十八日から適用する。別表二の一及び別表二の二の規定は、平成十六 四月一日から適用する。ただし、改正後の府令 改正後の内閣府所管旅費取扱規則(以下

四 附 一 号 則 則 (平成一七年四月一日内閣府令第

る旅行から適用する。 内閣府所管旅費取扱規則第六条第二項第十二号 の規定は、平成十七年二月十七日以後に出発す この府令は、公布の日から施行し、改正後の

附則 七号) (平成一八年三月三日内閣府令第

この府令は、 公布の日から施行する。

第一八号)附則 (平成一八年三月二四日内閣府令

法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十 る。ただし、別表三の改正規定は、防衛庁設置 八年三月二十七日)から施行する。 この府令は、平成十八年四月一日から施行す

附 号) 則 (平成一九年一月四日内閣府令第

る法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正す (平成十九年一月九日)から施行する。

日

第二八号) 則 (平成一九年三月三〇日内閣府令

この府令は、平成十九年四月一日から施行す

第二号) (平成二〇年一月二四日内閣府令

この府令は、平成二十八年四月一日

行する。 法の施行の日(平成二十一年九月一日)より施し この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置 法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行 の番号の利用等に関する法律の一部を改正 び行政手続における特定の個人を識別するこの府令は、個人情報の保護に関する法 法律(平成二十六年法律第三十一号)の施 の日(平成二十四年九月十九日)から施行す (平成二十八年一月一日) から施行する。 この府令は公布の日から施行し、 この府令は、原子力規制委員会設置法の施行 この府令は、内閣府設置法の一部を改正 この府令は、平成二十四年七月一日から施行 この府令は、平成二十年一月三十日から施行 附 則 (平成二一年八月二八日内この規則は、公布の日から施行する。 この府令は、公布の日から施行する。 この府令は、公布の日から施行する。 この府令は、公布の日から施行する。 (平成二十六年五月十九日) から施行 附 則 (平成二六年)一月一日から適用する。 第二一号) 附則 附 則 附 則 (平成二七年一二月二八日内 第四〇号) 第五六号) 第四三号) 令第六七号) 一八号) 二四号) 令第七七号) 第四四号) 則 則 則 則 (平成二一年一一月一六日内閣府 則 則 (平成二六年五月一六日内閣 (平成二八年三月三一日内閣 (平成二六年九月一日内閣府 (平成二六年一月六日内閣府令第 (平成二四年九月一四日内閣府令 (平成二一年八月二八日内閣府令 (平成二一年四月一日内閣府令第 (平成二四年六月二九日内閣府令 (平成二〇年四月一日内閣府令第 平成]

る。

この府令は、

令和五年四月一日から施

行す

国会等移転字審議会委員、

員選挙区画定 員、衆議院議 の非常勤の委

原子力委員会

三三号)

この府令は、

附則

(令和五年三月三一日内閣府令第

公布の日から施行する。

_	1	施行	J.	存令		りる	トた	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>	閣府	1		小 令第	. する。	施行の	上する		府令		十六	
	職	定	指										級	の	務	職	る	す	当	相	別表
																			官	秘書	第
_	が機関	会議の議員	経済財政諮問														常勤の委員等	審議会等の非	する会議又は	重要政策に関	条関係)
	学	本	日									等	員	会	議	会	術	学	本	日	
	大	宮	東													員	職	庁	内	宮	
				員	0)	以	員	Ø	会	審	又	会	す	に	政	重	う	員	勤	非	
					職	外	等	委	等	議	は	議	る	関	策	要	ち	0)	職	常	

公認会計-

±

会臨時委員 員、金融審 金融審議会委 常勤の委員、 理委員会の 員、カジノ管 の非常勤の委 報保護委員会

非常勤の委員 監査審査会の

企業会計

議会会長、

第一二号) (平成二九年三月三一日内閣府令

この府令は、平成二十九年四月一日から施行

則 (平成三一年四月二二日内閣府令

関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六 十三号)の施行の日の翌日から施行する。 し、附則第四項の改正規定は、天皇の退位等に この府令は、公布の日から施行する。ただ 第二二号)

則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和 の内閣府所管旅費取扱規則第九条第二項第一 二年一月七日)から施行する。ただし、改正後 この府令は、特定複合観光施設区域整備法 号 附 則 (令和二年一月六日内閣府令第

一月六日から適用する。 号、第八号及び第十一号の規定は、平成十三年 八附号訓

(令和三年三月一〇日内閣府令第 央防災会議 者及び有識 者及び有識 高参画会議の 同参画会議の 長品安 議員 (有議の 大表 表)、 大表 表)、 大表 表 の代表 表 の代表 常勤の委員

(有識者)、中 問会議の議員 者)、 議 ベーション会 学技術・イノ 長 員 の非常勤 国家戦識の び 有 合

長会副同び及長会議会術

長官部式 `夫

級 0 1 第法4和へ律る関与の職職特 2律年2昭 法すに給員の別 会計士・監査 公計士・監査 員、食品安全 員及び特別委 委員、臨時委 れたものを除 分部局に置か 委員、男女共 防災会議専門 中央 等移転審 子力委員会専員、原子力委 術・イノベー 門委員、審議 計審議会臨 審查会試験委 金融審議会専 会専門委員、 益認定等委員 専門委員、 門委員、 委員会専門委 く。) の会長、 同参画会議専 会議専門委員 議会幹事 総合科学技 済財 企業会 、 議国公会 諮 時 除を長会副び及長 へ 会 員会議会術 級の務職るいてれらめ定てし用準を法与給職般 めと相者令行て慮を権とる受用 \mathcal{O} ○ 給 る認当が権命旅し考衡の者けを適

級	2	級	3	級	4			級	5	級 6			ŕ	汲 7		級 8	
			1 号		2 号					号び俸3 俸4及号	<u>j</u>		上	奉 5 以 号			以 号 1 以 号 の 第 別 号 5 下 俸 2 上 俸 9 三 表 2
						に準ずる者	会等	に置かれた審	方		の会長の会長を議会である。	専門委員、幹を除く。)の	置かれたもの	方支分部司に審議会等(地			
															員会携連議会	徐学本日	

7	8	9	級 1		○ 給職行	別 めるるは 表 る場場審	備 級 1
級	級	級	0) 表 俸 政	の一点を含みたる。	非
					○ 給職行	びーと、お等の かっと すり	常 勤 ——
					表棒政	(第 第 で、) 番 絵	職員
級 5	級 6	級 7	級 8	表給俸	職政行門専	福春 理を引	のう
級 7	級 8	級 9	級 0 1	表	給俸職務税	(一) (一) (一)	ノち
8 級	9 級	級 1	級 1		○ 給職公	がない。対対に対対に対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対に対対が対対が	要
1/2×	1000	0	1		一 表 俸 安	日	策
7 級	8 級	9 級	級 1		(給職公) 表俸安	日本 日	関
			0		衣 悴 女	┨ す 議職級	و م
6 級		7 級				は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	云 議
					二 給 職 海	一	XL
	級			5 級	一一表俸事		6 級
2か号の3	上俸9の3以号の4	以号の4	5		○ 給職教		
8 ら俸 9 級		上俸5級	級		ン 表 俸 育	:	
上俸 9 の 3				級 3	<u></u>		4
—————————————————————————————————————	級 4				表春育	級	
	級 4 下以俸号4の級5 5	上以俸号5の級5	級 6	級 5 表	給俸職究研		7
以号の3 下 _{歩 4} 织	以号の級	4 級	5 級	6 級	○ 給職医		級
—————————————————————————————————————	上俸 5 級		102	5	一表棒療		6
7 級	級	8 級		級	() 給職医 () 表俸療		級
7	4 級					-	
級	1/52			/02	(給職医		
級 6	6 級	2 級		表	給俸職祉福	3 級	
	ま号1か号巻2		俸殺ま	麦龄	ツタス門専		2 ま号
	<u>より1 かりの2</u> で 俸 6 ら 俸 5 級	ま号級	か 号 1	<u>と 以 </u>		上俸 5 Q 以号級	
の 1 で俸 0 ら俸	57の2ま号1か号の3				上俸 9 の 2		
5級 ま号4か	· 号 3 級 ^で 俸 6 ら 俸 5 級	以降 ディーの 被 1 ま号 4 か号 4 級	ま号	2か号1級	以号4級	ま 号 2 か 号 2 ま 号 2 か 号 2	級
	₹ 7 の 2 ま号 1 か号の 3 ★ 号 3 級 [*] 俸 6 ら俸 5 級 3	被 2 でま 俸 号 2 1	らか俸	号 5 の級 3	上以俸	終3 号31の級3級	4
	下以俸号4の級3 上俸1の1上 上俸5の以誉 看級2 以号2級 俸8級	 	ま号	1か安の2		上俸 3 級	2
	以号2級下俸8級	9	で俸	2 ら俸 9 級		以号 1	
		級		5 級		3 級	6 級
		以号の2		积区			
		以号の2 上 俸 9 級		5 級		3 級	6 級
		3 4 級 級				5	
		被		級 4		(c)	5
_		ま号2か号の1			上俸	<u>5 の 1 以 号 の 数</u> 、号 2 級 ^下 俸 4 級	1
		で俸4ら俸9級			以	. 号 2 級 「 俸 4 級	

8																		
	7 級	8 級	9 級	級 1 0		() 給職行) 表俸政	<u></u>	す年家用法		別表二								1 級
						C 給職行 表俸政	各級に相	、 る を を を を を を を を を を を を を り に り た り た り た り た り た り た り た り た り た	定年前五	表二の二(第二条関係)							ř	1 2 級 級
	級 5	級 6	級 7	級 8	表給俸單	戦 政 行 門 専	当す	子任一の野孫の二	任用	売 二 条				下以	奉号 6	1	の;	級 1
	級 7	級 8	級 9	級 0 1	表系	合俸職務税	る職	職号 部長	短目	関係							ř	級 1
	8 級	9 級	級 1 0	級 1 1		(給職公) 表俸安	務の級	所別第三を改正するとは暫定を改正する。	動務職			干	「俸 0 の 以 号 4	1 下俸 級 以	2 の 2 号 3 級	以下	号 (俸	の3 8級
	7 級	8 級		級 1 0		(二) 給職公表俸安		受職俸給 条第四項 条第四項	員(国									1 級
	6 級		7 級			() 給職海) 表俸事		は第六十条の二第二項に規定する定年前再任 は第六十一号)附則第三条第四項に規定 「年法律第六十一号)附則第三条第四項に規定 「年法律第六十一号)附則第三条第四項に規定 「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、」「日本では、」」「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、」」「日本では、「日本には、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本には、「日本では、「日本では、「日本では、「日本には、「日本では、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「日本には、「	多公務員						1 級	以下	号(俸	の 2 8 級
					長こ消費を者	金融藤麻麻水	所長	会内内次内総閣閣官閣	職者	寺主	特定指	1 級	2 級	ň	3 4 及 級	:	5 級	1 2 級
		4 級	:	5 級	京 家庭 定 庁	長総職激官長素青		会総合研究内閣府審議官内閣府審議官	15元曜	豆豆酸宝	特定指定職在職者等 第二条関係2	1 2 級級	3 級	, ň	4 5 及 級	以下		の 1 8 級
 委員 ノ	の委員 情	式部官	長日戸本京	事委 公 E 会 公 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	はまる。経験には、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のいいは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、は、は、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、ないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(男人 (男人 (男人 (男人 (男人 (男人 (男人 (男人 (男人 (男人	国家戦	者ン総係経済会の機済は	も特の対	一寺官	者等 (4)	/—	級 1 級 2	下機以	9 の 1 号 2 級	凝紅	号》	級 4 8 級
ノ管理委員会の	報	最大 搬夫	学術会議	彩度6 新生 新生 新生 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	元 養 員 会 長 会 員 会 員	大衛 参 爾 参 爾 巻 爾 巻 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番	戦略特別	の学の政	打気耶君	定 哉	下,	級 1 决 俸号	4 4 <i>年</i> 1 2 3 級級級	級 1 下	以 俸 号 1 	-	3の 6 級	級 2 7 級
員会	保護委員会級非		会级		一	1会議 ()療	別区域	動・イ が有識	罪者に	哉		1			3 4		5	6
の非常勤	今		及8	の非常	事動の非常の	の議覧機医	諮問会議	議ノ戦の	に村当る	こ 目 レ		級	級	ή	及 級 級	以下	級体	の級 8級
動の	常勤級		副会	勤の	番番会	 	五議の	77 ~	= 19 29	ま -		1 級	2 級	ň	3 4 及 1 級	俸	5 級	の 2
								.,,		_		12 級級	3 4		<u>級</u>	以	号	2 級
	級 6	<u>ź</u> Б. О	級 3	<u>∕</u> ΣΤ ₂ Λ	表給俸職フジ	合俸職祉福	1					級級	級級	ή	及級	:	ř	級 1
		nyx Z	THIX S	NX 4	水 和 学 城 ノ ノ	/ / / / 				Ĺ				ή	1 2 及 級	:	3	
														ή	1 2 及 級		-	常認の
													級 1	級:		級	3 }	の会計
														ή	l 2 及 級	:		•
												1 級	2 級	3 %	4 及		5 級	監査審無会の発級
												1 級	2 級	3 / 級 /	4 及		5 級	全級
												級 1		級 2 級	3	級	-	級 5
																	ř	級 1